

概要版

土砂等の埋立て等には
許可が必要になります

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が令和7年2月19日から施行されます。

条例策定の目的【条例第1条】

本町では、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことによって、良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、町民の生活の安全を確保することを目的として条例を制定しました。

条例の概要（許可申請が必要な埋立て等）【条例第2条】

埋立て等が次のいずれかに該当する場合は、町長の許可が必要です。

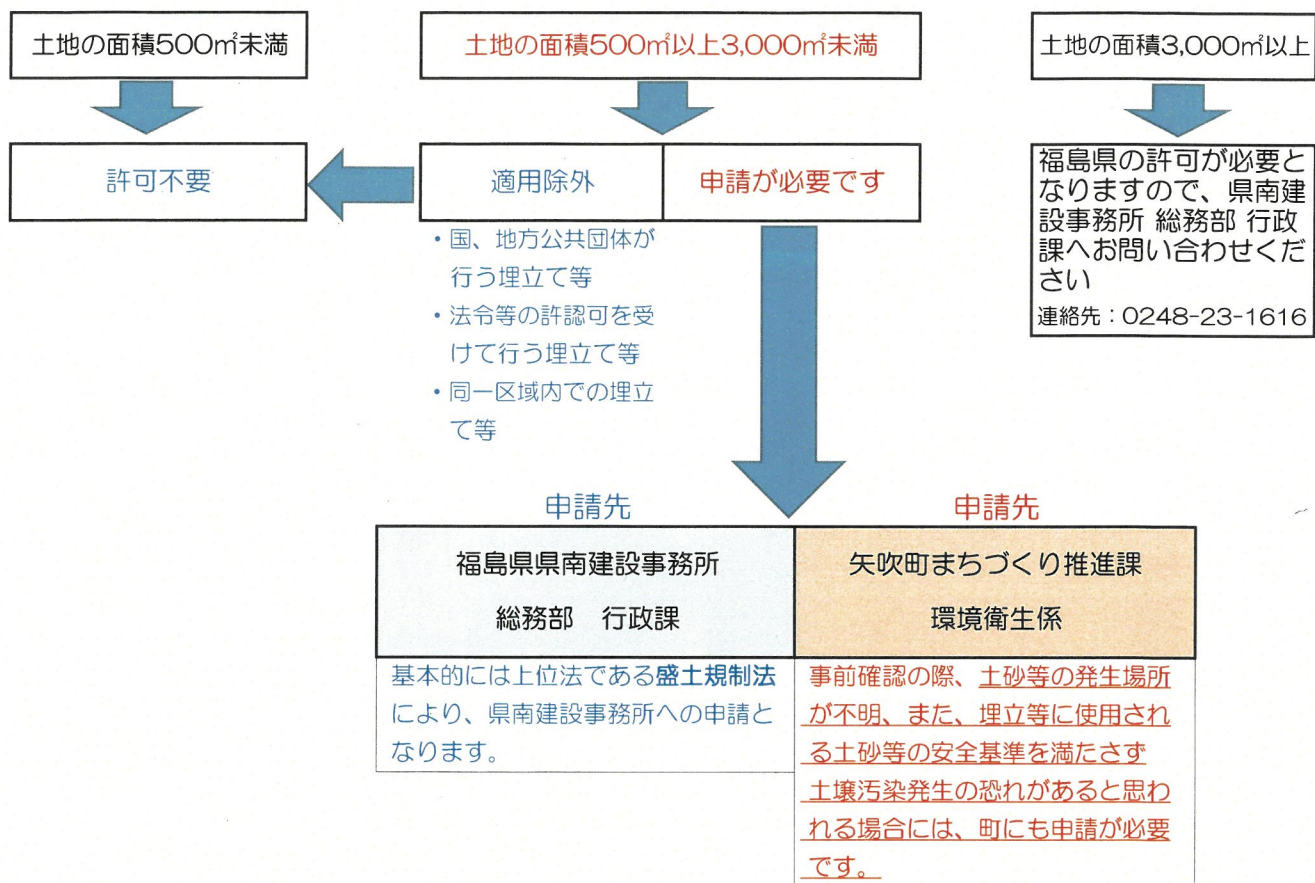
- ①事業区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満となるもの。
- ②土砂等の埋立て等区域が2以上連続（埋立て等区域が隣接していない場合においてもこれらに一体性があると認めた場合も含む）している場合において、これらの埋立て等区域の面積の合計500㎡以上3,000㎡未満となるもの。
- ③土砂等の埋立て等を行う日前3年以内に土砂等の埋立て等が行われた区域に隣接した土地で土砂等の埋立て等を行う場合において、これらの土地の面積の合計が500㎡以上3,000㎡未満であるもの。

※公共事業、他法令等の許認可等を受けて行う事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となる恐れのない事業は、許可が不要、または申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合がありますので事前にお問い合わせください。

本条例と盛土規制法について（比較表）

	本条例（町）	盛土規制法（国土交通省）
目 的	良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、町民の生活の安全を確保すること	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与すること
区 域	町内全域	・宅地造成等工事規制区域（宅造区域） 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリア（町内全域）
許可対象	- 土地の面積が500㎡以上 3,000㎡未満 - 埋立等の高さ10m以下 - 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配	- 土地の面積500㎡以上の切土又は盛土等 1m超の崖を生ずる盛土 2m超の崖を生ずる切土
安全基準 (土壌汚染等)	- カドミウム、ヒ素等項目に応じた基準あり → 搬入土砂等分析、水質検査及び地質検査	基準なし
土砂等搬入 関係規制	- 土砂等の搬入の届出 - 土砂等管理台帳の作成 - 搬入車両への表示	なし
土砂等の 発生場所の 規制	- 福島県内のみ（県外は認めない） - ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。	なし
担当課（担当 部局）	矢吹町まちづくり推進課 環境衛生係 連絡先：0248-42-2112	福島県県南建設事務所 総務部 行政課 連絡先：0248-23-1616

許可申請までのフローチャート



※ 県南建設事務所と町の両方に申請する場合がありますので、土砂等
の埋立て等を計画している場合は、必ず事前にお問い合わせください。

なお、事前確認の際には土砂等の発生（採取）場所が確認できる
書類の提出が必要となります。

提出書類；発生場所が確認できる写真、試料の検査試料採取調査
計量証明書

〈お問合せ〉

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101番地
矢吹町役場 まちづくり推進課 環境衛生係
TEL 0248-42-2112
FAX 0248-42-2138